

サークル結成とその基準

令和3年3月22日
山形大学学生委員会

(サークル)

- 1 本基準において定めるサークルとは、本学の公認を目的として結成された団体であり、かつ、次の各号を満たした団体のことをいう。
 - (1) 構成員は以下のとおりであること。
 - ア 本学学生が5名以上であること。非正規生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生）及び短期留学生は構成員数に含めてはならないが，団体活動に参加することを妨げない。
 - イ 留学，休学，停学中の者は，その期間構成員には含めない。
 - (2) 本学の専任教員が顧問教員として，団体の運営，指導を行っていること。
 - (3) 会則が制定されていること。
 - (4) 当該団体の役員は，他に2以上のサークルの役員に就いていないこと。
 - (5) サークル結成時及びサークル活動を継続する上で，既存サークルと同様の目的，活動を行わないこと。
 - (6) スポーツ等の運動を目的とするサークルにおいては，各キャンパスで実施する応急手当講習又はそれに類似した講習に構成員1名以上が毎年参加していること。
- 2 サークルは，結成後次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 特定の政党を支持したり，これに反するための政治活動を行わないこと。
 - (2) 宗教的活動（行為の目的が宗教的意義をもち，その効果が宗教に対する援助，助言，促進又は圧迫，干渉等となる行為をいう）を行わないこと。

(登録団体)

- 3 学生が，新規にサークルを結成するときは，サークル結成に必要な書類を作成し，届け出るものとする。ただし，サークル結成の登録を届け出てから1年未満のサークルは，本学の公認サークルとせず，登録団体として取り扱うものとする。
- 4 スポーツ等の運動を目的とする登録団体においては，各キャンパスで実施する応急手当講習又はそれに類似した講習に構成員1名以上が毎年参加していること。
- 5 登録団体は，結成後次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 特定の政党を支持したり，これに反するための政治活動を行わないこと。
 - (2) 宗教的活動（行為の目的が宗教的意義をもち，その効果が宗教に対する援助，助言，促進又は圧迫，干渉等となる行為をいう）を行わないこと。

(公認)

- 6 学生が，サークル結成の登録を届け出てから1年以上の活動を経て本学の公認を得るときは，必要な書類を作成し，許可を得るものとする。
- 7 本委員会は，次の各号に該当するかを審議し，承認を得た後，学長に報告するものとする。
 - (1) 知・徳・体の調和のとれた人間力を養うことを含む課外活動であると判断されること。
 - (2) 組織が確立し，明確な目標を持ち，計画的な活動が行われていると判断されること。
 - (3) 第5項各号に反していないと判断されること。

(継続)

- 8 サークルは、活動を継続するとき、毎年4月末日までに継続に必要な書類を作成し、届け出るものとする。
- 9 期限までに届け出ないサークルは、廃止とみなす。ただし、サークル結成の登録を届け出してから3月末日時点で1年未満の登録団体に限っては、これによらない。
- 10 新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に新しい構成員を確保することができていない場合、構成員数5名未満にサークルにおいても継続申請を認めることとする。ただし、本条項は令和3年度の継続手続きにおいてのみ適用し、令和4年度以降については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、継続について本委員会にて審議の上、決定する。

(変更)

- 11 サークルは、提出している書類に変更が生じたとき、その都度訂正の書類を作成し、届け出るものとする。ただし、公認サークルが結成の目的を変更する場合に限り、必要な書類を作成し、許可を得るものとする。この場合、本委員会において審議し、承認を得た後、学長に報告するものとする。

(処分)

- 12 学生がサークル活動を行う上で次の各号に該当したときは、本委員会において審議し、サークルに対する処分等を決定するものとする。

サークルは、決定された処分等に従わなければならない。

 - (1) サークルの懇親会等で、飲酒の強制が行われたとき及び未成年を含めた飲酒が行われたとき。
 - (2) 構成員がサークル活動中に、暴力行為、詐欺行為、危険行為、その他刑法等法を犯す行為を行ったとき。
 - (3) 構成員がサークル活動中に、社会通念上、他者に対して迷惑行為を行ったとき。
 - (4) 構成員がサークル活動中に、大学施設の使用規則に反し、不当な使用を行ったとき。
 - (5) 第5項各号に反したとき。
- 13 サークルは、第11項各号の事案が明らかになってから処分が決定されるまでの間、活動を停止しなければならない。
- 14 処分を受けたサークルの構成員は、次の期間新規にサークルを結成してはならない。
 - (1) 第11項各号の事案が発生した日から処分が決定するまでの期間
 - (2) 処分が期間を有するとき(無期限を含む。)は、処分が終了するまでの期間
 - (3) 処分がサークル廃止のときは、処分が決定された日から1年間